

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則
北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則
に基づく

はり、きゅう補助金請求の手引き

令和8年4月改正

北 九 州 市

目 次

1 補助制度の概要	2 ページ
2 補助金申請の流れ	3 ページ
3 指定・辞退・取り消し	4 ページ
4 シール式受療証	7 ページ
5 補助の手続き	9 ページ
6 施術録	13 ページ
7 利用者調査	13 ページ
8 施術所調査	14 ページ
9 処分基準	15 ページ

(別冊資料)

- ・ 北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則（昭和39年3月31日 規則第73号）
- ・ 北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則（平成20年3月31日 規則第27号）
- ・ 様式集／記入例集（北九州市国民健康保険）
- ・ 様式集／記入例集（北九州市後期高齢者）

1 補助制度の概要

(1) 対象者

- ・北九州市国民健康保険の被保険者
- ・北九州市内に住所を有する福岡県後期高齢者医療制度の被保険者

(2) 補助の概要

被保険者が、北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則（昭和39年規則 第73号。以下「国保規則」という。）及び、北九州市後期高齢医者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則（平成20年規則 第27号。以下「後期規則」という。）に基づき指定した「はり、きゅう師」から健康増進のための施術を受けた場合に、施術料金の2分の1の補助を受けることができる制度です。

補助金申請の手続きを簡素化するため、「被保険者」から補助金の請求及び受領を「はり、きゅう師」に委任されることにより、補助金は直接「はり、きゅう師」に支払われます。

(3) 対象となる施術

- ① 補助の対象となる施術の範囲は、「末しょう神経疾患」及び「運動器疾患」です。
- ② 療養費の支給対象となる施術を受けた日は、補助事業の利用は出来ません。

(4) 補助の金額及び補助の回数

①国民健康保険

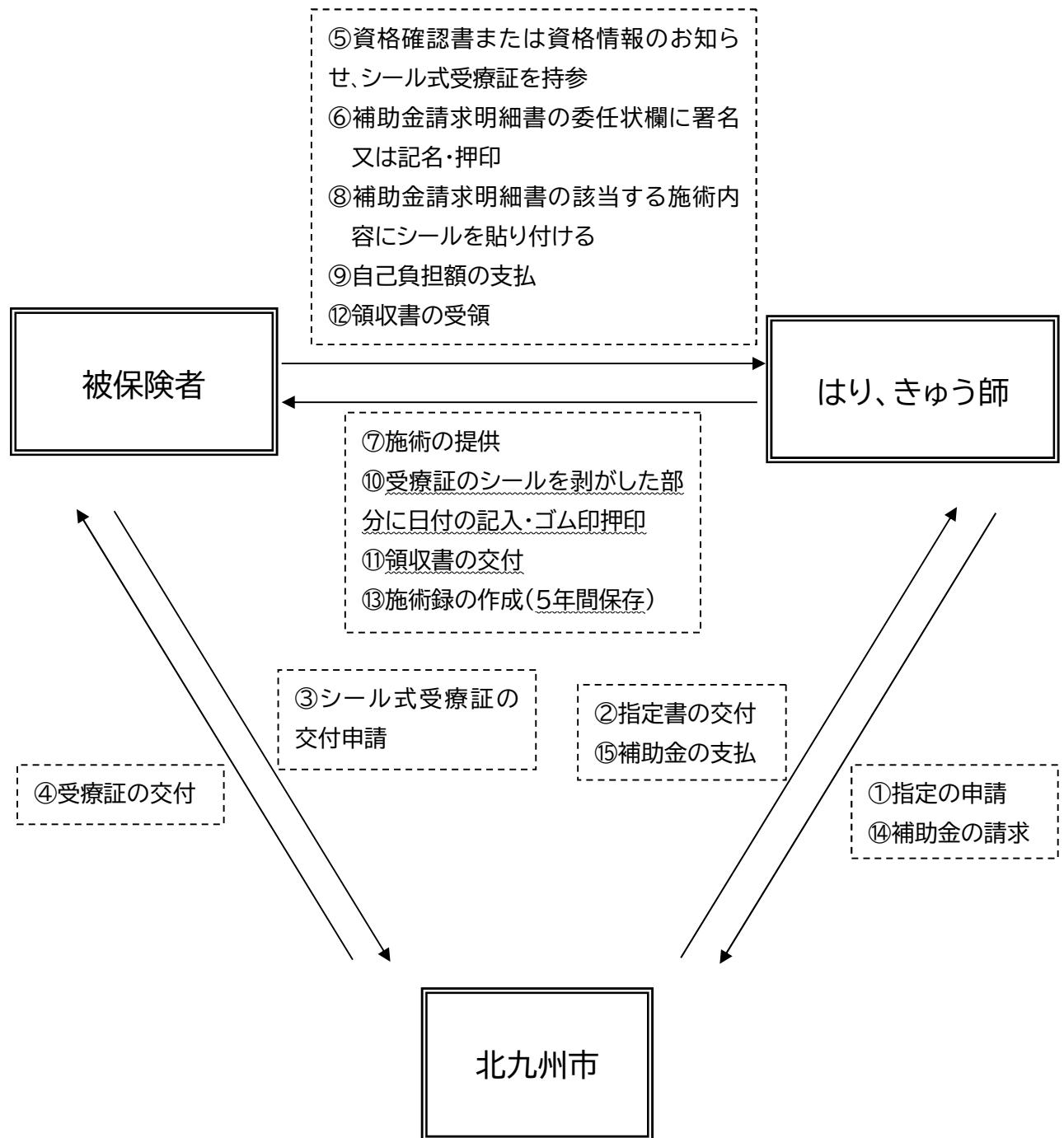
施術の種類	施術料金	補助額	自己負担	施術回数
1術（はり又はきゅう）	3,000円	1,500円	1,500円	・1人1日1回
2術（はり及びきゅう）	3,300円	1,650円	1,650円	・1人1月10回まで

②後期高齢者

施術の種類	施術料金	補助額	自己負担	施術回数
1術・2術とも	2,200円	1,100円	1,100円	・1人1日1回 ・1人1月10回まで

- ・ 月の途中で国民健康保険と後期高齢者との間の異動があった場合は、国保・後期合わせて10回までとします。

2 補助金申請の流れ



3 指定・辞退・取り消し

(1) 指定の要件

次の①～③のすべてを満たすこと。

- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。)第1条の規定による「はり師」又は「きゅう師」の免許を受けていること。
- ② 市内に施術所を有し、あはき法第9条の2第1項に規定する施術所において、業務に従事していること、又は市内に営業の拠点を有し、あはき法第9条の3の届出をしていること。
(国保規則第8条、後期規則第7条)
- ③ ただし、次のいずれかに該当する場合は、指定を受けることができません(国保規則第8条、後期規則第7条)
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。
 - イ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用しているとき。
 - ウ 自らの事業活動について暴力団員により支配を受けているものと認められるとき。
 - エ 指定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しないとき。

(2) 指定の申請の手続き

指定を受けようとする「はり、きゅう師」は、以下の書類を保健福祉局保険年金課に提出してください。(国保規則第8条、後期規則第7条)

【提出書類】

- ① 国民健康保険はり及びきゅう施術担当者申請書
- ② 後期高齢者はり及びきゅう施術担当者申請書
- ③ はり師、きゅう師の免許証の写し
- ④ 施術所開設届又は出張業務開始届の写し
- ⑤ 口座指定届(国保・後期それぞれ)

【指定までの期間】

1ヶ月程度かかります。

(3) 指定書の交付等

- ① 指定した場合は、保険年金課から「指定書」と制度の概要や料金を記載した「料金表(ポスター)」、受療証押印用の「ゴム印」を郵送により交付します。
- ② 交付を受けた指定書と料金表(ポスター)は、利用者から見やすい場所に掲示しなければなりません。また、出張によって施術を行う場合は指定書を携帯しなければなりません。(被保険者から提示を求められた場合は、提示してください。)

(4) 指定内容の変更

指定内容に変更があった場合は、以下の書類を保険年金課に提出してください。

氏名・住所・施術所名称の変更など

- ① 国民健康保険はりきゅう施術担当変更届
- ② 後期高齢者はりきゅう施術担当変更届
- ③ 保健所に提出した開設（変更）を証明するもの（開設証明書、開設届の写し等）

振込口座の変更

- ① 国民健康保険はりきゅう施術担当変更届
- ② 後期高齢者はりきゅう施術担当変更届
- ③ はり、きゅう補助金受領口座届（国保用・後期用 各一部）
- ④ 口座届兼委任状（請求代表者と口座名義人が異なる場合）

(5) 指定の辞退

市の指定を辞退しようとするときは、1月以上の予告期間を設け、以下の書類を保険年金課に提出してください。

- ① 国民健康保険はり及びきゅう施術担当辞退届
- ② 後期高齢者はり及びきゅう施術担当辞退届
- ③ 指定書（国保・後期）
- ④ 始末書（③の指定書を紛失している場合）

(6) 指定の取消し

- ① 規則に違反した場合は、原則として指定を取り消します。（国保規則第11条及び後期規則第10条）

なお、指定の取り消しにあたっては、原則として北九州市行政手続条例に基づき聴聞等を行ってから処分を行いますが、施術行為が不可能となった場合（はり、きゅう師の免許の失效、廃業、死亡等）については、聴聞を行わずに処分をすることがあります。

- ② 軽微な違反については、一定の期間（適用除外期間）を設けて改善が行えるようにします。
なお、適用除外期間終了後に、所要の改善がみられないときは、その違反の程度により指定を取り消すことがあります。（15ページ「処分基準」参照）
- ③ 自らの責任により指定の取り消しを受けた者は、指定取消日から5年間を経過するまでは、指定を受けることができません。
- ④ 辞退届がすでに提出されている場合であっても、取消し処分を行うことがあります。

(7) 視覚障害のある「はり、きゅう師」の方への対応

- ① 視覚障害（障害程度等級1級～3級）により、次の手順が困難な場合には、事前に申し出

て下さい。申し出ていただいた「はり、きゅう師」の方には、規則に定める次の手続きを免除することとしています。

- ・ 施術の都度、シール式受療証のシールを剥がした部分への施術日の記入、押印
- ・ 領収書の発行

※ なお、領収書については、民法（486条）等の規定により、利用者から領収書の発行を求められた場合にまで、領収書の交付を免除するものではありません。

※ 受療証の有無の確認を免除するものではありません。

② 上記①の手順を免除するための申し出は、以下の書類を保険年金課に提出してください。

【提出書類】

視覚障害者免除申請書

身体障害者手帳の写し（障害程度等級が1級～3級であることが確認できる部分）

（8）提出書類について

補助金の申請等に必要な書類については、市のホームページ（※）に掲載しておりますのでご利用下さい。

※『北九州市ネットで手続きガイド』→「はりきゅう」を入力し、検索してください。

URL <https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu>

二次元バーコード



4 シール式受療証

(1) シール式受療証の申請

新規申請

新規に補助制度の利用を希望される被保険者は、利用者（被保険者）の申請によってシール式受療証を発行、交付します。施術する毎にシール式受療証のシールを補助金請求明細書へ貼り付け、剥がした部分へ施術日の記入、ゴム印の押印が必要になります。

«申請方法»

【区役所での窓口申請】

お住まいの区役所の国保年金課に受療証交付申請書が備え付けてあります。利用者（被保険者）ご自身が国民健康保険または後期高齢者医療制度の資格確認書または資格情報のお知らせを持参の上、シール式受療証の交付申請を行ってください。

【施術所での郵送申請】

指定を受けたはり、きゅう師の従事する施術所に受療証交付申請書と返信用封筒（保険年金課宛）を置いている場合があります。その場合は必要事項を被保険者本人が記入の上、返信用封筒を利用し郵送で受療証交付申請を行うことが可能です。

【被保険者が施術所に置いている申請書を利用して申請する場合の留意事項】

- 必ず申請書の裏側の「補助制度を利用するに当たっての注意事項」を承知した上で申請書に記入、提出させてください。
- 施術所が預かって送付する場合、預かる度に送付してください。1か月分まとめて送付することはしないでください。

«シール式受療証の交付»

シール式受療証の交付は区役所での窓口申請、施術所での郵送申請に関わらず、利用者の住所地への郵送によるものとします。即日の発行には対応しておりません。

翌年度の受療証について

一定期間利用実績のない方には発行しません。受療証の発送がなく翌年度も利用を希望される方は、ご自身で申請していただくことになります。一定期間利用実績のある被保険者については、申請不要で、翌年度分の受療証を交付することとしています。次に該当する方は翌年度分の受療証の交付申請をしていただく必要がありますのでご注意ください。

（再度受療証の交付申請が必要となる場合）

- すでに受療証をお持ちの方が3月のみ施術を受けた場合
- 3月に新規に受療証の交付申請を行なった場合（翌年度分の受療証の交付申請を同時に行った方は除く。）
- 施術所からの請求事務が遅れたことにより、更新処理を行う月（3月）までに利用実績が把握できなかった場合

再交付

年度途中で紛失、棄損等のため再交付を希望する場合は、再交付申請を行っていただく必要があります。申請方法は新規申請の窓口申請と同じ方法です。

受療証をお持ちの方の保険の種類（国保または後期）が変わる場合の取扱い

お手持ちの受療証の余白に、以下の内容を手書き等でご記入の上、3月31日まで利用継続してください。※シール部分には何も記入しないでください。

- ・保険の種類（「後期」、「国保」）
- ・被保険者番号（後期へ変わる場合）または記号番号（国保へ変わる場合）

【保険者が変わった場合は次のとおりです】

- ・年齢が75歳に到達して国保から後期に移行する場合・・・（国保→後期）
- ・障害認定を受け未満後期申請で後期に加入する場合・・・（国保→後期）
- ・障害認定を取り消して未満後期を辞退する場合・・・（後期→国保）
- ・国保の場合は区間移動で記号番号が変わります。・・・（国保→国保）

年度途中で75歳になる方

有効期限は3月31日になっていますので、有効期限である翌年の3月31日まで利用を継続してください。その際、余白に後期高齢者医療制度の「保険の種別」「被保険者番号」を手書き等で記入してください。翌年度は記載内容を修正した新しい受療証を郵送交付します。

（2）注意事項

- ① 施術所はシール式受療証を預かってはいけません。
- ② 必ず受療証を確認したうえで施術・補助金請求をしてください。
- ③ 利用者の健康保険が北九州市国民健康保険、福岡県後期高齢者医療（北九州市内に住所を有する被保険者に限る。）以外に変わった場合は補助制度を利用できません。

5 補助等の手続き

(1) 施術

- ① 施術にあたっては、国民健康保険又は、後期高齢者医療の資格確認書または資格情報のお知らせとともに、シール式受療証の提示を求めてください。
- ② 被保険者に施術を行ったときは、施術録に必要事項を記入してください。(「6 施術録」を参照)
- ③ 施術後、はりきゅう補助金明細書に施術日を記載し、シール式受療証よりシールを1枚はがして明細書の該当箇所に貼り付けてください。また、シールを剥がした部分に施術日と市が配布する指定番号入りのゴム印を押印してください。
- ④ 被保険者から自己負担額を徴収し、領収書(注1)を交付してください。

(自己負担額)

国民健康保険	1術(はり又はきゅう)	1,500円/回
	2術(はり及びきゅう)	1,650円/回
後期高齢者	1術・2術ともに	1,100円/回

【(注1) 領収書についての説明】

領収書は次のとおり、本市から配布しています。

領収書は本市配布以外のものを使用しても差しつかえありませんが、補助対象の施術とそれ以外の施術を行った場合は、それぞれが確認できるように作成してください。

(領収書の書式) 市が指定する領収書はA5サイズで施術所控の部分からミシン目で利用者交付部分を切り取って交付する形式で、冊子(1冊×50ページ)になっています。(別紙見本のとおり)

(施術所への配布) 新規認定の施術所に国保1術用×2冊、国保2術用×2冊、後期用×2冊を郵送配布します。(会に所属されている施術所は各会を通じて配布します。) 以降は、会に所属しない施術者に関しては、在庫が不足した場合は、他の請求関係様式で現在行っているのと同様に、国保事務センターへ電話連絡いただければご希望の部数を施術所に郵送配布します。

(点字対応について) 視覚障害がある施術師の方については、ご希望いただければ領収書冊子の表紙に金額の点字シールを貼ったものを配布します。

(領収書の記入) 記入例集を参考に記入されてください。

- ⑤ 「はり、きゅう補助金請求明細書」の委任状の欄に、委任者の氏名と記名した日付を記入してもらってください。氏名が自署でない場合は押印が必要です。
- ⑥ 毎回、施術を行うたびに、利用者に補助金請求明細書の1術、2術のいずれかの欄にシールを貼り付けてもらってください。また、症状に応じて「抹しよう神経疾患」のときは1に、「運動器疾患」のときは2に○をつけてください。

※ 障害等級1級～3級の視覚障害があって、事前に保険年金課に登録している場合は、③の受療証への施術日の記入と押印及び④の領収書の交付は省略することができます。

ただし、領収書については、民法(486条)等の規定により利用者が、領収書の交付を求めた場合まで領収書の交付が省略できるものではありません。

(2) 補助申請の手続き

補助金の支給は、原則として施術が行われた月の翌月末に口座振込で行うこととしていますので、次のとおり、担当施術師が書類を作成し、補助金の支給の手続きを行ってください。

【提出書類】

- ① シール式受療証を貼り付けた「国民健康保険はり・きゅう補助金請求明細書（施術者一人用又は施術者複数用）」
- ② シール式受療証を貼り付けた「後期高齢者はり・きゅう補助金請求明細書（施術者一人用又は施術者複数用）」
- ③ 「国民健康保険はり・きゅう補助金請求書」
- ④ 「北九州市後期高齢者はり・きゅう補助金請求書」

【提出先】

保健福祉局保険年金課

【提出期限】

保健福祉局保険年金課に毎月10日（休日の場合は翌営業日）必着で提出してください。

ただし、会所属の方は、それぞれ所属の会の〆切に従ってください。

年度末（3月）施術分の請求書提出期限

年度末である3月施術分の請求書は、4月10日（休日の場合は翌営業日）必着となります。4月10日（休日の場合は翌営業日）より後に届いた場合は支給できませんので、ご注意ください。

※年度が替わってから過去の年度の請求書を遡って提出されるケースが増えています。

年度が替わってからの補助金のお支払いはできません。必ず期限を守ってください。

※この事業は市独自の補助事業です。医療保険の対象として行うはりきゅう療養費とは異なり、年度をまたいで補助金を請求することはできませんのでお気を付けてください。

(3) 点字に対する対応

① 北九州市鍼灸マッサージ師会、戸畠鍼灸マッサージ師会の場合

- ・点字翻訳委託料の交付を希望する鍼灸師会（北九州市鍼灸マッサージ師会は、区会ごと）は、年度当初に北九州市と点字翻訳業務委託契約を締結してください。
- ・点字翻訳を行った場合、各鍼灸師会（北九州市鍼灸マッサージ師会は、区会ごと）は、保健福祉局保険年金課に毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）までに点字翻訳報告書を提出して翻訳委託料を請求してください。

② ①のいずれにも属していない場合

- ・保健福祉局保険年金課に毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）までに明細書、請求書及び内

訳書にそれぞれの点字文をクリップ等でセットして提出してください。

(4) 補助金の支給

① 毎月提出期限までの請求分については、登録している口座に毎月の末日までに振り込みます。また、補助金の支給通知を補助金の支給先（会所属の方は、所属の会代表者）に通知します。

ただし、施術の確認に応じない場合や施術の確認ができなかった場合は、確認ができるまで支払を停止することがあります。

② 検査に応じない場合や非協力的な場合については、請求書を受理しないことがあります。

③ 当該はり、きゅう師が補助金の返還を命じられ、当該補助金、違約加算金又は延滞金を納入しないときは、指定を取り消すことがあります。（国保規則第11条及び後期規則第10条）

(5) 補助金の返還等

次に該当した場合は支給した補助金を返還していただきます。

返還となった原因	返還の方法等
① 北九州市国民健康保険の被保険者又は北九州市内に住所を有する福岡県後期高齢者医療制度の被保険者資格を有しない者が施術を受けた場合	ア 施術の日に保険者の確認を適正に行っていた場合 利用者本人に返還請求を行います。 イ 上記以外 納付書により金融機関で返還。
② 故意又は重大な過失によらない理由により、過払いとなった場合（被保険者の責任によるものを除く。）	
③ 偽りその他不正な行為によって補助を受けた場合	返還額が確定した場合は、期限を定めて補助金の返還命令を行います。 この場合は北九州市補助金等交付規則の例により、違約加算金の納付を命じます。 また、期限までに補助金の返還が行われない場合には延滞金の納付を命じます。 ※注 補助金の返還のほか、指定取消しの対象となります。

(6) 補助金返還の手続き

- ① 市が、上記（5）③に該当すると判断し、その返還額が確定した場合は、期限を定めて補助金の返還命令を行う。
- ② 上記①の期限は通知を発した日から20日以内とする。
- ③ 補助金の返還を命じられた場合は、補助金の受領の日（市が振り込みを行った日）から補助金の返還を行った日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約加算金を市に納入しなければならない。
- ④ 期限までに補助金の返還が行われない場合には、納期日の翌日から納入までの日に応じて年14.6%の割合で計算した延滞金を市に納入しなければならない。

6 施術録

(1) 施術を行ったときには、施術録に必要な事項を記載してください。

① 記入事項

- ・該当月
- ・被保険者番号、住所、氏名、生年月日
- ・施術日、1術（はり又はきゅう）、2術（併用）の該当する欄に○をつけ、適用欄に「末しうる神経疾患」又は「運動器疾患」と記入する。
- ・症状ならびに経過（症状に変化がない場合は、「変化なし」と記入で可）。

② 記入例（記入例集参照）

(2) 施術録は、完結の日から5年間保存してください。

完結日の考え方

- ・施術録は、月ごとに作成することとし、完結の日は施術録を作成した月の末日とする。

7 利用者調査

(1) 利用者調査の考え方

利用者が市へ申請せずに補助できる制度となっているため、実際に補助を受けた方に対し、必要に応じて確認を行うものです。

調査は、調査票の郵送や利用者の自宅等を訪問して行います。

(2) 調査対象

利用者調査は、概ね5年に1回程度は、全ての「指定はり、きゅう師」を対象とした、利用者調査を行えるように考えていますが、当面は次の対象者について調査を行うこととします。

- ① 1ヶ月の1人あたりの平均回数が5回以上の「指定はり、きゅう師」を利用している場合
- ② 1ヶ月の利用回数が平均5回以上ある場合
- ③ その他必要と市が認める場合

(例) ・受療証の紛失等により再交付の申請を繰り返し行う場合
・補助金の請求内容に疑義がある場合 等

(3) 調査方法

- ① 請求明細書と受療証の照合
- ② 領収書の確認
- ③ 署名又は印鑑の確認

8 施術所調査

(1) 施術所調査の考え方

規則に基づいた適正な施術、事務処理が行われているかどうかを確認するための調査です。

概ね5年に1回程度で調査を行う予定ですが、次に該当した場合は、隨時行うことがあります。

- ① 利用者調査等により請求内容に疑義があった場合
- ② 被保険者等からの問い合わせがあった場合

(2) 調査方法

- ① 指定書、料金表（ポスター）の掲示
- ② 補助金請求明細書と施術録・領収書（控）との照合
- ③ 規則に定める料金徴収の確認
- ④ 利用者への施術内容の説明の有無
- ⑤ 受療証・印鑑の預かりの有無

9 処分基準

違反等項目	故意 過失等	違反等内容	処分内容	備 考
指定要件違反	一	免許の失効等	指定取消	
	一	所在地等	指定取消	
	一	暴力団関係	指定取消	
施術所条件違反	故意	指定書・料金表(ポスター)の不掲示	戒告	
	過失		注意	
架空請求	故意	請求のあった同月内に施術の事実がない場合	指定取消	
	過失		戒告	
超過請求	故意	1ヶ月内に施術の事実がある場合で、実際の施術回数を超えた請求があった場合	指定取消	
	過失		戒告	
施術内容不一致	故意	補助金請求の内容と、受療証・施術録の内容が一致しない場合	指定取消	
	過失		戒告	
受療証・印鑑の預かり	故意		戒告	
	過失	被保険者に非がある、又は忘れ物等	注意	
施術録未整備等	故意	施術録が未整備、又は記載内容が著しく不十分	戒告	
	過失		注意	
療養費との併用	故意		指定取消	
	過失		戒告	
料金の過誤徴収	故意	規則に定める料金を超える、又は下回る料金を徴収(料金を徴収していない場合を含む)。	戒告	
	過失		注意	
その他	悪質	その他不適格事項があると判断される場合	指定取消	
	故意		戒告	
	過失		注意	

1. 「国保規則」とは「北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則(昭和39年3月31日 規則第73号)」、「後期規則」とは「北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則(平成20年3月31日 規則 第27号)」のこと。
2. 1年度内において、戒告は2回で、注意は3回で、戒告1回と注意2回で、それぞれ指定取消とする。
3. 1回の検査において複数の違反等が認められた場合の処分内容は、その内の重いものとし合計はしない。
4. 指定取消となった場合、以降の指定を受けることができない期間は5年間とする。
5. 戒告は3ヶ月以内を、注意は1ヶ月以内を、それぞれ改善期間とする。

※ 不明な点がありましたら、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

(各種申請書類、帳票類の送付についての問い合わせ先)

国保事務センター（令和3年10月開設）

TEL 093-541-5900

FAX 093-541-5905

(指定内容の変更、その他制度等についての問い合わせ先)

北九州市保健福祉局長寿推進部保険年金課

住所 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号（本庁舎8階）

TEL 093-582-2415

FAX 093-582-5227

電子メール ho-nenkin@city.kitakyushu.lg.jp